

第7章 地盤沈下

第1節 地盤沈下の現況

地盤沈下は、地下水採取による地盤の収縮等がその要因として考えられており、その現象は地域ごとに大きな差があることから極めて地域性の強い公害といわれています。特に工業用や建築物用（冷暖房、水洗便所用等）の地下水採取が地盤沈下の原因として認識され、工業用水法及び建築物用地下水採取の規制に関する法律により、地域を指定して地下水の採取が規制されています。本県においては、これらの法の適用を受けている地域はありません。

第2節 地盤沈下の防止対策

地盤沈下現象は、長期に持続的に生じ、いったん生じればほとんど回復が不可能な公害であるという特殊性から、継続的監視を行い、未然防止を図ることが肝要です。本県においてもこのような観点に立ち、昭和55年度から平成15年度にかけて宮崎市、佐土原町及び新富町の一部の地域における沖積平野の地盤変動状況を把握するため、延長約60km、水準点82点（検測点2点を含む）の1級水準測量を実施しました。

その結果、近年では、地盤沈下の判断目安である1年間における地盤の沈下量が20mmを超えたものはありません。